

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和4年2月28日

香取市長

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
田部地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和4年1月30日
3. 集落・地域の耕地面積
165.1ha
4. 対象地区の課題
水田が小区画であるため、作業効率が悪く、経営面積の大規模化が進まず、農業者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地の発生が懸念される。
5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
田部地区の水田利用は、認定農業者1経営体と個人農業者15経営体が担っていく。
6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
個人 16経営体
7. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針
農地中間管理機構などを活用して農地を集積・集約化していく。
8. 農地の貸付けの意向
52筆、45,616㎡